

令和2年度 成田市意思疎通支援事業運営委員会会議録概要

日時	令和2年11月11日（水） 14:00～16:45	会場	成田市保健福祉館 団体活動室
出席委員等（計7名）			
【出席委員 4名】 成田市聴覚障害者協会 会長 成田市聴覚障害者協会 事務局長 社会福祉法人 社会福祉協議会 初級手話講習会担当者 意思疎通支援者（成田市設置手話通訳者）			
【事務局3名】 成田市福祉部障がい者福祉課 平山課長、吉野係長、青野主査			
議事概要			
【報告】 1. 令和元年度初級手話講習会の実績について 2. 令和元年度意思疎通支援事業実績（別紙1参照） 3. 令和2年度手話奉仕員養成講座の実施状況について（別紙1参照） 4. 令和3年度以降の派遣単価について 5. 千葉聴覚障害者センターの遠隔手話通訳サービスの利用状況について 6. その他			
【議題】 1. 令和3年度手話奉仕員養成講座について 2. 手話言語条例制定目標年度について 3. 遠隔手話通訳の導入について 4. その他			
----- 【報告】 1. <u>令和元年度初級手話講習会の実績について</u> 『委員』 令和2年1月17日から令和2年3月6日までの全7回として開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大による対応として、全5回として開催しました。			

参加者は計 30 名おり、そのうち全 5 回を参加した方は 21 名であり、延参加者は 127 名となっています。

『事務局』

報告内容に何かご意見等はございますか。

『委員』

手話奉仕員養成講座の前期講座にご参加いただいている方も参加いただいていると思いますので、初級手話講習会は意義があると思います。また出席率も高いようです。

ただ、講習会を実施する立場としては、県の講師の手配などもあり、現在の予算では少し厳しいですので、見積をとって予算を決めて頂けるといいです。

『委員』

来年度の費用は変更できませんが、今後検討させていただきたいと思います。

『委員』

初級講座受講者のその後がなかなか見えません。どのような受け皿があり、ボランティアとして活動していくにはどのようにしていくのでしょうか。講座を受けてそれで終わりではなく、次につなげていくことが今後の課題であると思います。

例えば、視覚障がい者の方に対してのボランティアでは代読などがあると思いますが、手話の場合は初級講座受講後、本当は手話サークルに入って頂きたいと思いますが、手話サークルに入らない方も沢山います。それをどのようにうまくつなげていくか、何か活動の場所があればいいと思うのですが。

『事務局』

視覚障がいのある方に関するボランティアとして、音訳ボランティアがございます。読み聞かせや本を読んだりなど、広報なりたの内容は目で見て確認する情報ですが、「声の広報」は、広報の内容を音読し、視覚障がい者の方へテープや CD で配付しております。手話は言語ですので、習得するには難易度が高いですが、一方で音訳ボランティアは視覚から得た情報を発声する内容ですので、手話に比べ単語や文章などが表現できないということはないのではないかと思います。このような違いで手話はレベルアップや活動をしてくことの難易度が高いと思われます。ちなみに音訳ボランティアの方は毎月活動されています。実際にボランティアとして活動できる場についても、このような違いもあるかと思います。

他市先進市において、初級講座や奉仕員養成講座を受講したあとに参加する受け皿はあるのでしょうか。参考にお聞きしたいです。

『委員』

今のところわたくしは聞いたことはありません。

『委員』

わたくしが存じているのは松戸市の例ですね。松戸市は昨年手話言語条例を制定しました。手話奉仕員養成講座を修了された方が、市内の児童ホームに行きまして、こどもたちに手話を指導するということをされていたと思います。また市内広報にて、挨拶程度の簡単な手話をミニ講座として掲載し、多くの方に手話になじんでもらう場と指

導できる場を設けているそうです。感じ方としては福祉というよりは、教育の面での関りが強いと思います。

『事務局』

ありがとうございます。条例制定とは別に、市でも教育分野も巻き込んでボランティアの方の活動の場を創出できるよう検討してまいりたいと思います。

先ほどボランティアで、児童ホームなどにおいて手話の指導をしているということでしたが、手話の指導は手話奉仕員養成講座を修了された方でも可能となるのでしょうか。

『委員』

挨拶ぐらいはできるのではないかと思うのですが、ただ聞こえないということ、手話というコミュニケーションがあることをわかってもらう必要があり、手話が出来なければ、筆談が必要か、ということが伝わることが大切だと思います。最近、スーパーやコンビニでも、聞こえないということがわかると書いて対応してくれるところもありますが、昔は理解が全くありませんでした。今は、聞こえない、そういう場合は工夫してくれる。こういうコミュニケーションが必要であるとわかってもらうことが非常に大切だと思います。

『事務局』

先進市の話を聞きましたが、ボランティア団体のメンバーが中心となってやっているのでしょうか。あるいは市の手話奉仕員養成講座を修了された方のボランティアなど、どういった方が取り組んでいるのでしょうか。

『委員』

どこの市も同じで差があるわけではなく、条例と手話奉仕員養成講座とを結びつけるところはあまりないかもしれません。

『委員』

千葉市は、条例はなくとも、手話通訳派遣は24時間対応でき、遠隔サービスをやっている状況で、福祉については先進市ですね。条例にこだわるよりもそういったことを進めていく必要があると思います。

2. 令和元年度意思疎通支援事業実績（別紙1参照）

『事務局』

手話通訳者設置事業、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業の実績報告となります。概要について、令和元年度については非常に増えて2倍近くなっております。これが需要の掘り起こしになったのか、わたくしどもとしては利用実績件数が多くてよかったですと評価しております。

『委員』

相談事業とはなんでしょうか。

『事務局』

聴覚に障がいのある方からの生活相談ですが、相談は職員に繋いでいます。従来は窓

口に来た相談のみを計上していましたが、FAXなど来課せずにFAXで相談すること、電話の中継なども計上することとしました。

『委員』

説明は理解しましたが、表の表現がわかりづらいです。

『事務局』

ご意見承りました表の表現については、次年度の報告内容を作成する際に、よりわかりやすいようあらためたいと思います。

あらためまして説明いたしますが、利用が増加傾向にあり、庁内、出張の件数が増えています。わたくしどもとしましては利用数が増えており、満足しております。今後もこの需要に応えていきたいと思います。

『委員』

満足して、評価しているというはどういう意味ですか。

『事務局』

利用者の方に対して、使いやすい制度になってきているという意味です。

『委員』

目的を達成できなかった件数も含まれていますか。

『事務局』

含まれておりません。

『委員』

そのような方が遠隔手話の対象となるのではないかと思います。

成田市聴覚障害者協会の会員からの幾つか言われているのですが、設置手話通訳者の2人が週5日勤務になったことはよかったです、2人が外出してしまって、来所しても不在ことが多いという話を聞いています。このあたりをどうすればいいのか。市役所に意見を申し上げていくとは伝えたのですが。

『事務局』

手話通訳等を必要とする聴覚障がい者等の方が、新型コロナウイルス感染症に感染した際に遠隔手話通訳サービスの利用が必要となる理由もあるため、遠隔手話通訳の派遣について今後財政当局と相談してまいりたいと思います。

3. 令和2年度手話奉仕員養成講座の実施状況について（別紙1参照）

『事務局』

昨年、前期は21人、後期について13人の参加でした。今年は前期が14人、後期が15人となっております。新型コロナウイルス感染症の拡大のため、今年度の開催が危ぶまれたところでしたが、みなさまのご協力により現在開催しております。

ただし、今後の新型コロナウイルス感染症の拡大の状況によっては、中止とする可能性があります。

『委員』

令和3年度も同様の対応となりますか。

『事務局』

そうなると思います。

4. 令和3年度以降の派遣単価について

『事務局』

令和2年度は手話通訳者派遣単価が1時間あたり3,300円となっていますが、令和3年度は手話通訳者派遣、要約筆記者派遣の単価としましては、1時間あたり4,200円となるとのことで、時間当たり900円上昇しているということです。

なお、この単価上昇については、昨年度から説明を受けておりまので、市においても財政当局に情報提供し、対応できるようにしております。

今回の単価改訂が関東内の格差解消であると伺っていますので、今後も順次単価が上昇する可能性があると考えております。

『委員』

来年の4月からは単価の値上げをしますが、それでも関東圏で千葉県はまだ最も安い費用となるそうです。ちなみに東京都の時間単価は8,000円です。

『事務局』

手話通訳者については、資格取得の難易度に比して、給与水準が低いのではないかと考えています。そのため、手話通訳者を増やすために、手話通訳を業とするよりも、他の仕事に就いたほうがよい、ということにならないように手話通訳者の方に適正な報酬を支払える仕組みを整え、処遇改善が必要であると思っています。

5. 千葉聴覚障害者センターの遠隔手話通訳サービスの利用状況について

『事務局』

過日、委員が千葉聴覚障害者センターにおいて開催された遠隔手話通訳サービスの説明会にご出席されたとのことですので、ご報告いただいてもよろしいでしょうか。

『委員』

千葉市と野田市の2か所が始まります。基本的にはコロナウイルス感染による通訳依頼の際に、手話通訳者の二次感染を防止するため遠隔手話通訳サービスを利用します。野田市の場合はコロナ対応だけに限らず、分所に来所した聴覚障がいのある方が通訳を必要とされる際に、タブレットにより遠隔手話通訳サービスを利用し対応していると聞いています。

『委員』

もし成田市でも、聴覚障がいのある方がコロナウイルスに感染した場合には、手話通訳者の2次感染を防止するためにも、遠隔手話通訳サービスの利用ができるようぜひ検討して頂きたいです。

6. その他

なし

【議題】

1. 令和3年度手話奉仕員養成講座について

『事務局』

昨年度の協議の中で、手話奉仕員養成講座に若い方に参加いただきやすいように国際医療福祉大学の学生の参加を期待し、公津の杜コミュニティセンターにおいて本年度実施することとしましたが、当該施設は、大学から近いという立地もありますが、駐車場は有料であるなどの問題もあり、令和3年度の手話奉仕員養成講座をどの会場で行うべきかお聞きしたいと思います。

『委員』

駐車場は有料であるとの問題点はありますが、令和3年度も公津の杜コミュニティセンターで開催することでよいと思います。

『委員』

講師を探し派遣、調整する立場としては曜日を変えてほしいのですが。土曜日になりませんか。

『事務局』

土曜日ですと、講師の都合は付いても、参加者の都合は付くでしょうか。学生は学校が休みだから参加は難しいと思います。そうなれば学生参加を前提とした当初の理由付けに矛盾してしまう可能性があります。

会場の場所については、公津の杜コミュニティセンターでよいですが、日程については今後さらに協議をすすめ、調整するということでよろしいでしょうか。

『委員』

はい。

2. 手話言語条例の制定目標年度について

『事務局』

第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画は、ヘルパーや短期入所の利用など障害福祉サービス及び障害児福祉サービスのサービス量を定めるものであり、意思疎通支援事業のサービス量を定めるものであり、現在策定作業中です。

この計画に、手話言語条例の制定に関しての市の考え方を必ずしも記載しなければならないわけではありませんが、意思疎通支援事業に影響があると思われるため、意思疎通支援事業の推進、展開するにあたり、手話言語条例の制定について、記載する必要があれば、記載することとしたいため、ご意見を聞かせて頂くものです。

『委員』

個人的な意見ですが、手話言語条例は聴覚だけに限定となるため、コミュニケーション条例のほうが幅広く対象とするため、私はコミュニケーション条例を制定したほうがよいのではないかと考えております。

『委員』

情報コミュニケーション条例を先に作ったほうが、いいという意見、情報コミュニケーション条例があるのにわざわざ手話言語条例は必要なのかなど、様々な意見がありますね。

『事務局』

国の考え方としては、意思疎通支援事業については、聴覚だけでなく視覚障がい、失語症などの方への支援も念頭に置いており、次期事業計画の方針となっているようです。すぐにではありませんが、現在本運営協議会は聴覚障がいに関わる方のみの構成となっておりますが、視覚障がい者の当事者の方、失語症に関わる当事者の方に参加して頂くことも考えていく必要があるかもしれません。

『委員』

その場合、運営協議会の規程も変える必要があります。

『事務局』

はい。参加者が変更する場合は改正する必要があります。

『委員』

本協議会は聴覚障がい者等の方の意思疎通支援を検討する場ですので、この会議に視覚障がい者などの関係者の方が参加することはなく、別の会議になると思います。

『事務局』

現在は、意思疎通支援事業として聴覚障がい者等の方のみの支援の在り方や運営について協議をしているところですが、意思疎通支援については、要綱を再度整備し、聴覚障がいの方への支援のみではなく、視覚障がいの方も対象として、今のこの会議の役割については、部会というか意思疎通支援運営協議会の下に聴覚障がいの支援について協議する場として位置付けるような考えもあるかと思います。

「意思疎通」を聴覚のみととらえるのではなく、広く言語障がいやその他を含むものとしたいと考えております。

『委員』

情報コミュニケーション条例の話も関係ありますよね。

『事務局』

はい。本議題については、明確な意見の一致はなかったため、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画に手話言語条例の制定年度等を目標として記載することは見送させていただきます。

3. 遠隔手話通訳の導入について

『事務局』

遠隔手話通訳の導入については、令和5年度からタブレット5台の利用開始をできるように予算化の相談を財政当局といたしました。5台のうち2台は設置手話通訳専用利用、残り3台は本庁と支所（大栄、下総）に配置して設置手話通訳者が不在の時などに利用できるようにするためにです。財政当局からの回答については、令和2年4

月から設置手話通訳者が1.5人から2人になりましたが、その効果について、財政当局での検証がまだ終わっていないので、現段階では必要性は理解できるが、他の市と比べすぐ導入が必要とはまだ言えないという理由で令和5年度からの導入は見送られました。

以上遠隔手話通訳の導入に関する報告をさせていただきます。ご意見はございますか。

『委員』

タブレット5台にこだわらず、1台でも構わないので持ち歩き出来るようにしてほしいのですが。

『事務局』

先ほどいただきました意見を基に遠隔手話通訳サービスの利用について、引き続き再度財政当局に相談してまいりたいと思います。

4. その他

- ・障害者相談員について

『委員』

以前、聴覚障がい者が相談しようとしたところ、設置手話通訳者が不在で対応してもらえなかっただという報告がありました。本人から障害者相談員につなぐことはできなかったのかと問い合わせがありました。障害者相談員を知っている人よりも知らない人の方が多いと思いますが、行政として障害者相談員につなげることをしているのでしょうか。

『事務局』

障がい福祉のしおりで相談に関するご案内をしていますが、聴覚だけに限らず障がい全般の相談をほっとすまいるセンターにおいてご相談を受けております。

手話通訳の依頼と相談の区別があいまいなところはありますが、相談については、先ほどのほっとすまいるセンターのほか当課にご相談いただくことも可能です。

また、障がい福祉のしおりにて、障害者相談員の方の連絡先を掲載して、ご案内しております。

『委員』

現状は障害者相談員に全くつながっていません。3年くらい前はありましたが、ここ2年は相談が全くなく危惧しています。聴覚障がいの方方が市役所に相談に行き、悩みの相談をしましたが、市から障害者相談員へ連絡が全くありませんでした。

『事務局』

市への相談案件が解決すると、特段市から障害者相談員には連絡せずに対応を終結することもあります。今後聴覚障がいのある方から相談があった場合は、身体障害者相談員がいるというのを伝えた上で、障害者相談員でも相談を受けられる旨を案内していこうと思います。

『委員』

聴覚障がいのある方に関する障害者相談員として他に女性の相談員を増員できませんか。

『事務局』

相談員の方の報酬の予算の問題があり、すぐに増員することは難しいです。

相談を受けるにあたり、男性相談員、女性相談員それぞれに相談しやすいということもあり、多様な相談受付体制であったあったほうが良いですし、女性の相談員の増員を検討していきたいと思います。